



2020年度  
民間主導による低炭素技術普及促進事業/  
低炭素技術による市場創出促進事業  
(実証前調査)

**公募説明資料**

2020年3月  
国際部地球環境対策推進室

# 目次①

## I. 公募全般

|         |              |       |         |
|---------|--------------|-------|---------|
| 1 - 1   | 事業概要/目的      | ----- | p.3     |
| 1 - 2   | 現在実施中のプロジェクト | ----- | p.4     |
| 1 - 3   | 事業フロー図       | ----- | p.5     |
| 1 - 4   | 事業スキーム図      | ----- | p.6     |
| 1 - 5~6 | 事業概要         | ----- | p.7-8   |
| 1 - 7   | 対象経費         | ----- | p.9     |
| 1 - 8~9 | 対象案件         | ----- | p.10-12 |
| 1 - 10  | 対象国・地域       | ----- | p.13    |
| 1 - 11  | 対象分野・採択件数    | ----- | p.14    |

## II. 応募要件

|         |      |       |         |
|---------|------|-------|---------|
| 2 - 1~2 | 応募要件 | ----- | p.15-16 |
|---------|------|-------|---------|

## III. 提出方法等

|               |          |       |         |
|---------------|----------|-------|---------|
| 3 - 1         | 提出期限・提出先 | ----- | p.17    |
| 3 - 1 ~ 3 - 3 | 提出書類     | ----- | p.18-19 |

# 目次②

## IV. 審査関係

|       |                 |       |      |
|-------|-----------------|-------|------|
| 4 - 1 | 委託先の選定          | ----- | p.20 |
| 4 - 2 | 採択審査委員会 審査基準    | ----- | p.21 |
| 4 - 3 | 契約・助成審査委員会 選考基準 | ----- | p.22 |
| 4 - 4 | 実証事業への移行        | ----- | p.23 |
| 4 - 5 | 事業化評価委員会 審査基準   | ----- | p.24 |
| 4 - 6 | 委託先の決定・スケジュール   | ----- | p.25 |

## V. 事業内容詳細

|           |                 |       |         |
|-----------|-----------------|-------|---------|
| 5 - 1 ~ 2 | 実証前調査 詳細        | ----- | p.26-27 |
| 5 - 3 ~ 4 | 基本的業務分担         | ----- | p.28-29 |
| 5 - 5 ~ 7 | 実証事業 詳細         | ----- | p.30-32 |
| 5 - 8 ~ 9 | 定量化フォローアップ事業 詳細 | ----- | p.33-34 |

## VI. 留意事項

|           |      |       |         |
|-----------|------|-------|---------|
| 6 - 1 ~ 5 | 留意事項 | ----- | p.35-39 |
|-----------|------|-------|---------|

## VII. 問い合わせ先

|   |        |       |      |
|---|--------|-------|------|
| 7 | 問い合わせ先 | ----- | p.40 |
|---|--------|-------|------|

# 1 - 1 事業概要/目的

(公募要領 P.1)



海外において我が国の**低炭素技術・システムを実証し、併せてGHG排出削減量の定量評価を実施する**事業。また、相手国の**制度整備をMETI及びNEDOと連携して取り組む**ことで、我が国の低炭素技術・システムの普及拡大を図る。これをもって**パリ協定における目標達成**に貢献する。

## 2011～2017年度： 地球温暖化対策技術普及等推進事業

京都議定書における市場メカニズム（CDM等）ではなく、我が国独自の「**二国間クレジット制度（JCM）**」を活用して**途上国における実証事業とGHG排出削減量の定量評価**を実施。発生したクレジットを日本の削減量としてカウント。

- パートナー国は、現在**17ヶ国**。
- 調査、実証（JCMを活用して、プロジェクトによる削減量を測定・検証する諸手続きを含む）を実施。

**パリ協定発効（2016年11月）⇒途上国も排出削減目標達成に向けた取組が必要**

## 2018年度～： 民間主導による低炭素技術普及促進事業

途上国における実証事業とGHG排出削減量の定量評価に加え、**相手国の制度整備にも取組み**、我が国技術・システムの普及拡大を図る。途上国での排出削減を進めることで**パリ協定**の目標達成に貢献。

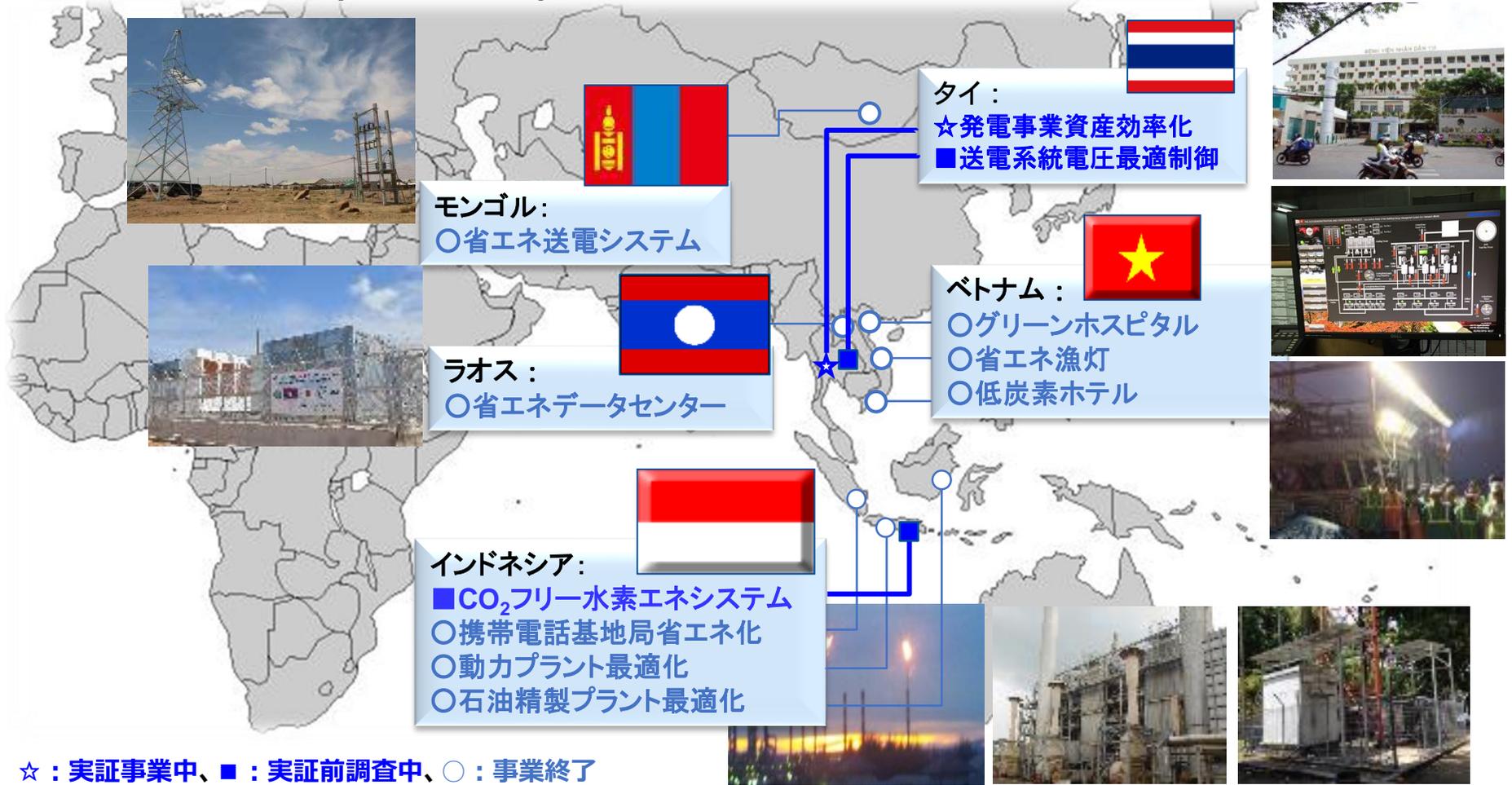
- **JCMパートナー国以外も対象国を拡大。**
- 調査、実証、フォローアップ（モニタリング）からなる実証事業に加え、定量評価のみの定量化促進調査も実施。

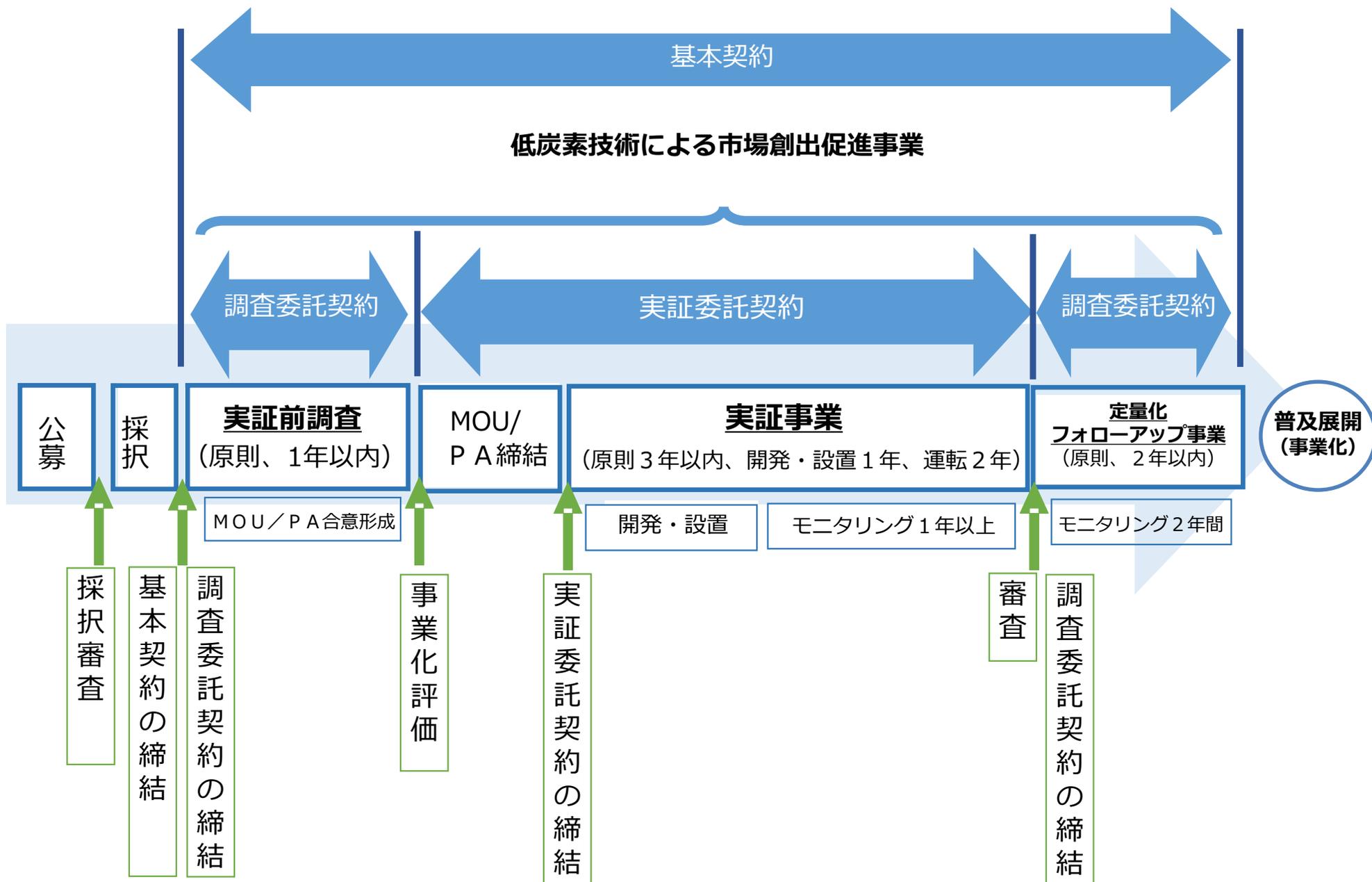
# 1 - 2 現在実施中のプロジェクト

現在 **3 件** のプロジェクトを実施中（実証事業 **1 件**、実証前調査 **2 件**）  
既に **8 件** の実証事業が終了し、JCMクレジット発行手続き完了

- ☆ 実証事業 : 1 件（タイ 1 件）
- 実証前調査 : 2 件（タイ 1 件、インドネシア 1 件）
- 実証終了 : 8 件（モンゴル 1 件、ラオス 1 件、インドネシア 3 件、ベトナム 3 件）

実施中及び終了の実証事業(2020年2月時点) / JCM実証事業含む



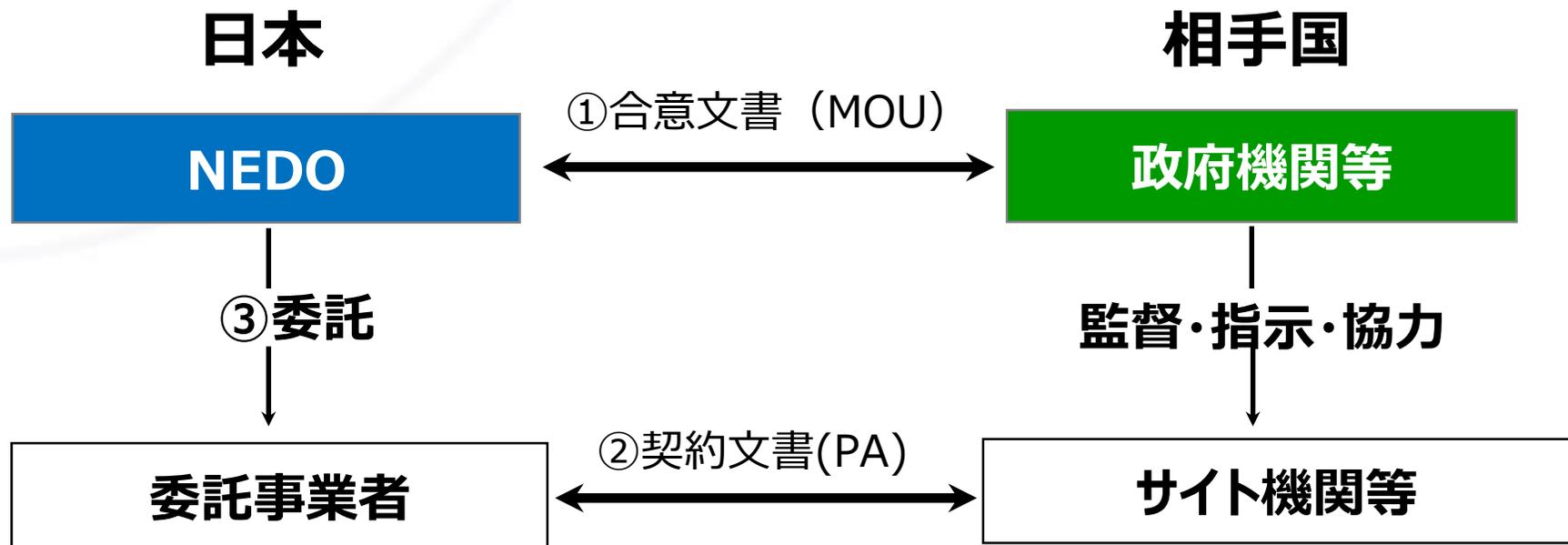


# 1 - 4 事業スキーム図

(公募要領 p.2)



- ① NEDOは、相手国政府機関等と実証事業推進に関する合意文書（仮に「MOU」という。）を締結。
- ② 委託事業者は、相手国サイト機関等との間で実証事業実施に関する契約文書（仮に「PA」という。）を締結。実証事業の実施に係る詳細や権利義務関係を規定。
- ③ 委託事業者とNEDOの間は、調査委託契約約款及び実証事業契約約款（特別約款含む）に基づき規定。



## (1) 実施形態

**委託事業 (NEDO負担率: 100%)**

## (2) 事業概要 (※詳細は仕様書をご参照ください)

### ① 実証前調査

- ✓ [概要] 実証事業を実施する上で必要となる実証計画の策定、普及の蓋然性、温室効果ガスの排出削減効果及びその定量化手法等について調査し、実証事業の実現可能性や実証事業終了後の技術・システムの普及可能性等を検討。また、PAについて、事前の合意を取り付ける。
- ✓ [実施期間] **NEDOが指定する日から原則2021年2月26日(金)まで**
- ✓ [実施規模] **40百万円以内/1件**

### ② 実証事業

- ✓ [概要] 対象となる設備・システムを導入し、実証運転を行うとともに、実証事業及び普及後におけるGHG排出削減効果を定量化する。(MOU・PA締結後に実証事業開始)
- ✓ [実施期間] **原則3年以内** (開発・設置1年、実証2年)
- ✓ [実施規模] **1,000百万円以内/1件**

## (2) 事業概要 (続き)

### ③ 定量化フォローアップ事業

- ✓ [概要] 実証事業終了後、着実な排出削減が見込まれる事業 (※1) について、MRV (測定・報告・検証) と技術の普及に係る活動を継続し、我が国の国際貢献量として情報発信を実施。
- ✓ [実施期間] **原則2年以内**
- ✓ [実施規模] **50百万円以内 / 1件 (※2)**

(※1) 提案書に概要を記載し定量化フォローアップ事業の実施を認められた案件のみ。実証事業中に実施計画(案)を提出し、NEDOにて実施可否を審査。

(※2) ただし、NEDOは主たる経費のみを負担することとし、それ以外の費目に関しては委託先企業の負担。

# 1-7 対象経費



## ① 実証前調査 (税込40百万円以内/件)

| 項目        |
|-----------|
| I. 労務費    |
| 1. 研究員費   |
| 2. 補助員費   |
| II. その他経費 |
| 1. 消耗品費   |
| 2. 旅費     |
| 3. 外注費    |
| 4. 諸経費    |
| III. 間接経費 |

※詳細は「調査委託費積算基準」参照

## ② 実証事業 (税込1,000百万円以内/件)

| 項目             |
|----------------|
| I. 機械装置等費      |
| 1. 土木・建築工事費    |
| 2. 機械装置等製作・購入費 |
| 3. 保守・改造修理費    |
| II. 労務費        |
| 1. 研究員費        |
| 2. 補助員費        |
| III. その他経費     |
| 1. 消耗品費        |
| 2. 旅費          |
| 3. 外注費         |
| 4. 諸経費         |
| IV. 間接経費       |

※詳細は「実証事業委託費積算基準」参照

## ③ 定量化フォローアップ事業 (税込50百万円以内/件)

| 項目        |
|-----------|
| I. 労務費    |
| 1. 研究員費   |
| 2. 補助員費   |
| II. その他経費 |
| 1. 消耗品費   |
| 2. 旅費     |
| 3. 外注費    |
| 4. 諸経費    |

※詳細は「調査委託費積算基準」参照

※③事業については、主たる経費のみNEDOが負担  
(I.もしくはII.の費用のうちどちらか大きい費目をNEDOが負担)

想定される実証事業は、以下の要件を満たすものとする。

## ① 技術実証要素

相手国において当該技術・システムを普及させるための技術的な課題があり、その克服のために実証事業が必要であること。

## ② 政策連携・制度整備

当該技術・システムの相手国での普及に際し、適正な事業環境が整うために必要又は有効な制度や規制、規格等が想定でき、日本政府と連携してそれらの整備等に取り組むことで、我が国の低炭素技術・システムの普及拡大が期待できること。ただし、単なる規制緩和や相手国からの助成の実現を期待するものを除く。

## ③ 温室効果ガス排出削減効果/定量化

地球温暖化対策として、温室効果ガス排出削減における我が国の貢献を定量化し得るものであること。

想定される実証事業は、以下の要件を満たすものとする。(続き)

## ④ 事業性／普及性

日本の低炭素技術・システムの高付加価値化・最適化を図り、その競争力を高めるものであること。また、当該技術・システムの普及戦略が具体的かつ実現可能性の高いものであること。

## ⑤ 適切な実証計画

①で示された技術課題を克服する有効な手段として、適正な実証計画が作成されていること。

## ⑥ リスクマネジメント ※次項参照

「国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン」(2019年12月改訂)に基づき、対象事業のリスク対応計画(未然予防・拡大防止・回避等)に対する適切な検討がなされていること。

# (参考) 国際実証におけるリスクマネジメント

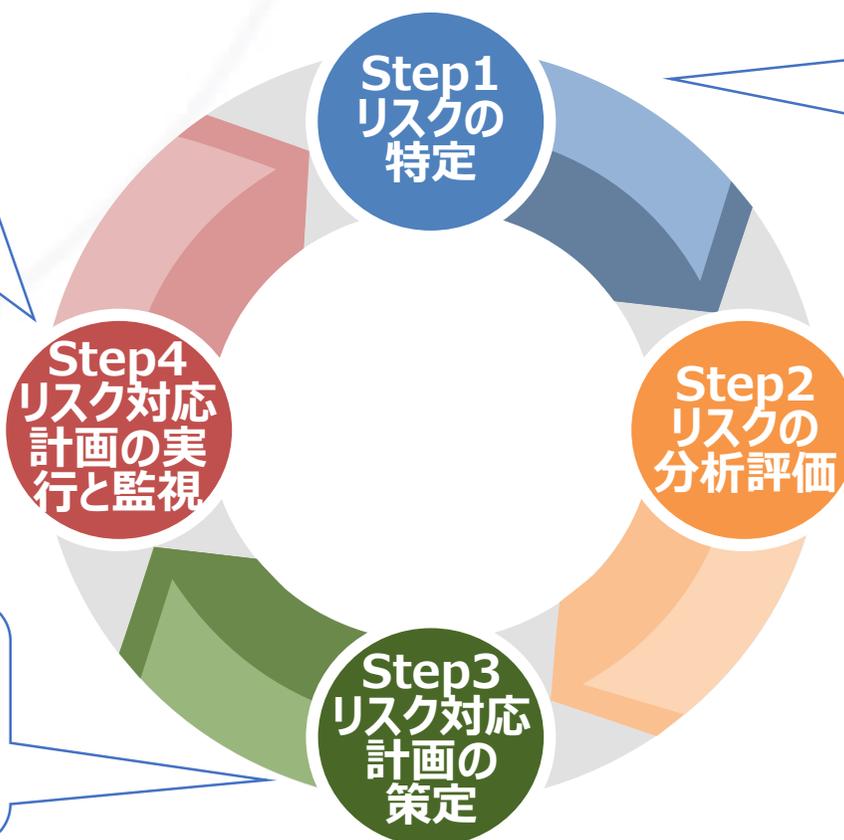
公募書類一式「4) 国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン」参照

- 国際実証では、外国政府や企業との調整や日本と異なる法律、商慣習、言語・文化等の場所で事業を行うため、国内事業と比べて格段に多くのリスクを抱えており、高度なマネジメント能力が要求される。
- 実証前調査や実証事業の採択審査及び事業化評価の際も、リスクマネジメント能力を重視。
- NEDOでは、これまでの国際事業の経験等を基に、事業者が国際実証に伴うリスクに適切に対処頂くための参考資料をリスクマネジメントガイドラインとしてまとめている。

参考：[https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP\\_100133.html](https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100133.html)

リスク対応計画を監視・実行するプロセス。日々のマネジメントにおいて、対応計画を必要に応じて見直す。

リスク対応計画（未然予防・拡大防止・回避等）を具体的に検討。



想定されるリスクを具体的に特定。

特定されたリスクの事業への影響の大きさの観点からリスクを分析評価。

- **JCMパートナー国、及び地球温暖化緩和策として次ページの対象分野に関する実証事業が有効な国・地域。**
- ただし、外務省海外安全情報（感染症情報は含まない）において、危険情報レベル2以上に指定されている地域を除く。

※ JCMパートナー国（17カ国、2020年3月現在）

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン

※感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航については、危険レベルが1以下に下がるまで渡航を控えて頂くことが前提で提案可。

※詳細は、公募要領p.4（4）実証事業対象国・地域をご参照ください。

## (1) 対象分野

我が国が相手国側と協力しながら優位性を発揮し得る、**大規模な温室効果ガスの排出削減・吸収に寄与する低炭素技術・システム**のうち、以下を対象。

- 各分野におけるICT等を用いた効率化・最適化に資する低炭素技術・システム
- 産業分野における先端技術等を用いた省エネ化に資する低炭素技術・システム
- 発電・送配電分野における高度化制御等により最適化・安定化等に資する低炭素技術・システム

## (2) 採択件数 (実証前調査)

採択基準を満たした上で、事業予算の状況に応じて、**3件程度**を採択予定。

## 2-1 応募要件①

(公募要領 p.5-6)



応募資格のある法人は、次の①～⑦までの条件、「基本計画」及び「2020年度実施方針」に示された条件を満たす、**単独又は複数で受託を希望する企業等**。複数者で提案の場合は、**実証事業の実施主体が幹事法人として申請すること**。また、**再委託は原則不可**とし、やむを得ず再委託する場合は合理的理由が必要。

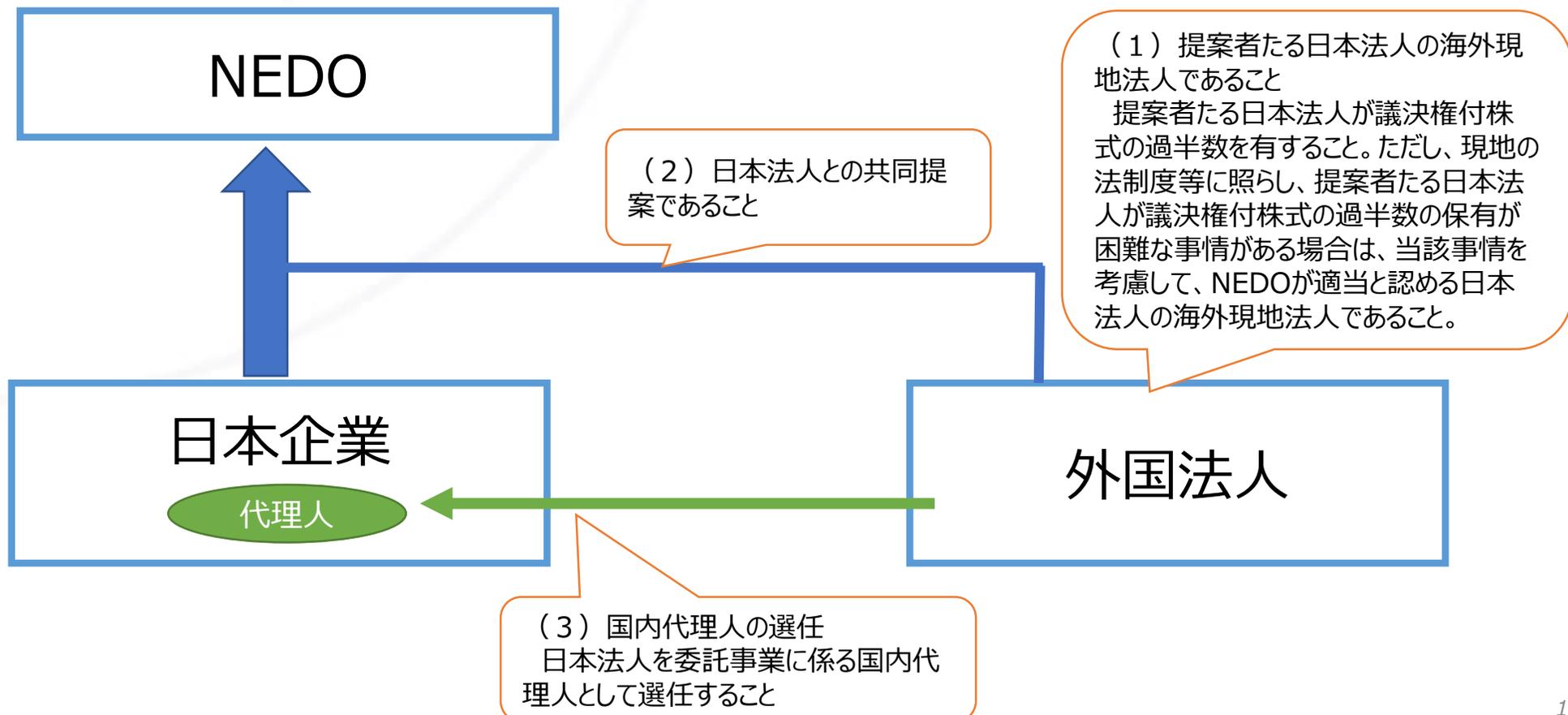
- ① 日本法人（登記法人）であること。ただし、次項の条件を満たした場合は、日本法人と外国法人との共同提案も取り得るものとします。
- ② 当該技術・システムについての事業実績を有し、かつ、実証事業目標達成及び実証計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ③ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- ④ N E D O がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 企業等が単独で応募する場合は、当該実証事業の成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- ⑥ 当該実証事業の全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、実証事業の実施主体が幹事法人として申請し、各企業等間の役割と責任の分担が明確化され、当該実証事業の成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- ⑦ N E D O 及び経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置等に該当していないこと。

## 2 - 2 応募要件②

(公募要領 p.5-6)

- 前頁の通り、NEDO委託事業への応募者は本邦企業（日本に登記する法人）が原則。
- ただし、本委託事業については、実証事業後の普及ビジネス展開等に鑑み、海外現地法人との連携が重要であることから、一定の要件（以下（１）～（３））を満たす場合には、日本法人とその海外現地法人との連名による提案も取り得るものとする。

### 【海外現地法人の応募要件（１）～（３）】（概要）



## (1) 提出期限

**2020年4月8日(水) 正午必着(郵送、宅配又は持参)**

※公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせします。

※提出期限までに到着しなかった提案書は、いかなる理由でも無効になります。

## (2) 提出先

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310

ミューザ川崎セントラルタワー18F

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部地球環境対策推進室 公募事務局 宛て

※持参の場合は、ミューザ川崎セントラルタワー16階のNEDO総合受付の指示に従って、御提出ください。

## 3-2 提出書類①

(公募要領 p.7-8)



| 提出書類 (正)   |          |
|--|----------|
| 提出書類受理票／はがき (別添 1)   | どちらか 1 通 |
| 提出書類チェックリスト (別添 2)   | 本紙       |
| 提案書要約 (別添 3)   | 1 部      |
| 提案書 (別添 4)   | 1 部      |
| 実証事業積算内訳 (別添 5)  | 1 部      |
| リスク管理シート (別添 6)  | 1 部 ※1   |
| 経済性評価関連資料 (別添 7)   | 1 部      |
| Study Summary (別添 8)                                       | 1 部      |
| 提案要項 (別添 9)  | 1 部      |
| 最新の代表者事項証明書の写し<br>(履歴事項証明書、現在事項証明書でも可)                     | 1 部      |
| 直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書) の写し       | 1 部      |
| 会社案内 (会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書)<br>(NEDOと過去 1 年以内に契約がない場合) | 1 部 ※2   |
| 疑義文書 (NEDOから提示した契約書雛形に疑義がある場合)                             | 1 部 ※2   |

※1 **「リスク管理シート (別添6)」は、公募ウェブサイトには公開されていませんので、  
7. 問い合わせ先(p.40) に送付希望の旨、メールにてご連絡ください。**

作成に必要な資料 (「【参考資料】国際実証で想定されるリスクと対応例」) と併せて送付します。  
なお、当該資料は、NEDO国際実証事業のノウハウが蓄積されているため、本公募への提案に係る用途以外への使用はお控え下さい。(当該ファイルの転送、印刷物の配布等も厳禁とさせていただきます。)

※2 必要に応じて、御提出ください。

# 3 - 3 提出書類②

(公募要領 p.7-8)

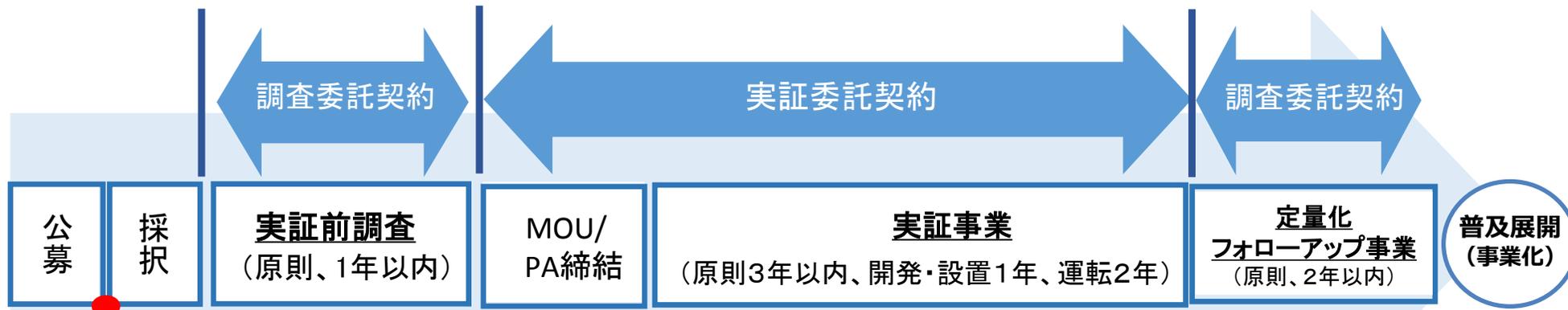


| 提出書類 (副)                  |     |
|---------------------------|-----|
| 提案書要約 (別添 3) のコピー         | 9 部 |
| 提案書 (別添 4) のコピー           | 9 部 |
| 実証事業積算内訳 (別添 5) のコピー      | 9 部 |
| リスク管理シート (別添 6) のコピー      | 9 部 |
| 経済性評価関連資料 (別添 7) のコピー     | 9 部 |
| Study Summary (別添 8) のコピー | 9 部 |
| 提案要項 (別添 9) のコピー          | 9 部 |

| CD-R (ラベルに事業名・提案者名・提出年月日を記載) 1 枚 |            |
|----------------------------------|------------|
| 提案書要約 (別添 3)                     | パワーポイント形式  |
| 提案書 (別添 4)                       | ワード形式      |
| 提案書 (別添 4) ※企業名をマスキングしたもの        | ワード形式      |
| 実証事業積算内訳 (別添 5)                  | エクセルファイル形式 |
| リスク管理シート (別添 6)                  | エクセルファイル形式 |
| 経済性評価関連資料 (別添 7)                 | エクセルファイル形式 |
| 経済性評価関連資料 (別添 7) ※企業名をマスキングしたもの  | エクセルファイル形式 |
| Study Summary (別添 8)             | ワード形式      |
| 提案要項 (別添 9)                      | エクセルファイル形式 |

# 4 - 1 委託先の選定

(公募要領 p.9-10)



## <審査方法>

- ①外部有識者による採択審査委員会と②NEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査。
- 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる委託事業者候補を選定。
- 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に委託予定先を選考。
- 必要に応じてヒアリングまたは資料の追加等をお願いする場合がある。
- 採択審査委員会では、審査委員の前で短時間の発表と質疑応答をお願いする場合がある。
- 委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられない。

| 審査項目   | 説明  |
|--|---|
| 1) <u>前提条件</u>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容が公募要領に示された条件に合致していること</li> </ul>   |
| 2) <u>実証事業内容</u><br>(1) <u>対象実証技術・システムの有効性</u>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>提案する実証事業が公募目的に照らし適切に設計され、日本の技術・システムの有効性を的確に実証し、同技術・システムの活用が見込まれること。</li> </ul>             |
| (2) <u>実証事業の全体計画、相手国の協力体制、実施スケジュール</u>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>相手国関係機関の体制整備、実証事業の実施方法・スケジュール等実証事業の全体計画が適切に検討され、提案する実証事業が円滑に推進できること。</li> </ul>            |
| (3) <u>政策連携・制度整備</u>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>相手国において当該技術・システムに関連する政策との連携や制度整備支援を日本政府と協力して取り組むことで、日本の低炭素技術・システムの普及拡大が期待できること。</li> </ul> |
| (4) <u>温室効果ガス排出削減効果・削減量の定量化</u>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象とする技術・システムによる温室効果ガス排出削減量が定量化でき、実証事業による排出削減効果が大きいこと。</li> </ul>                           |
| (5) <u>委託事業者の事業遂行能力・実施体制</u>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該技術・システムの関連分野に関する専門的知見及び実績を有しており、実証事業に必要な実施体制が適切に構築されていること。</li> </ul>                    |
| (6) <u>波及効果</u>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>実証事業の実施により、対象国・地域、その他周辺国等への波及効果が期待できること。</li> </ul>  |
| 3) <u>実証事業の普及可能性</u><br>(1) <u>事業戦略</u> (2) <u>事業収益性</u> | <ul style="list-style-type: none"> <li>実証事業後の普及可能性が見込まれること等。</li> </ul>   |
| 4) <u>ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況</u>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランス等推進の有無を確認（加点評価）。</li> </ul>  |

※審査基準の詳細は公募要領でご確認ください。

## 1) 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

- ① 開発等の目標がN E D Oの意図と合致していること。
- ② 開発等の方法、内容等が優れていること。
- ③ 開発等の経済性が優れていること。

## 2) 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

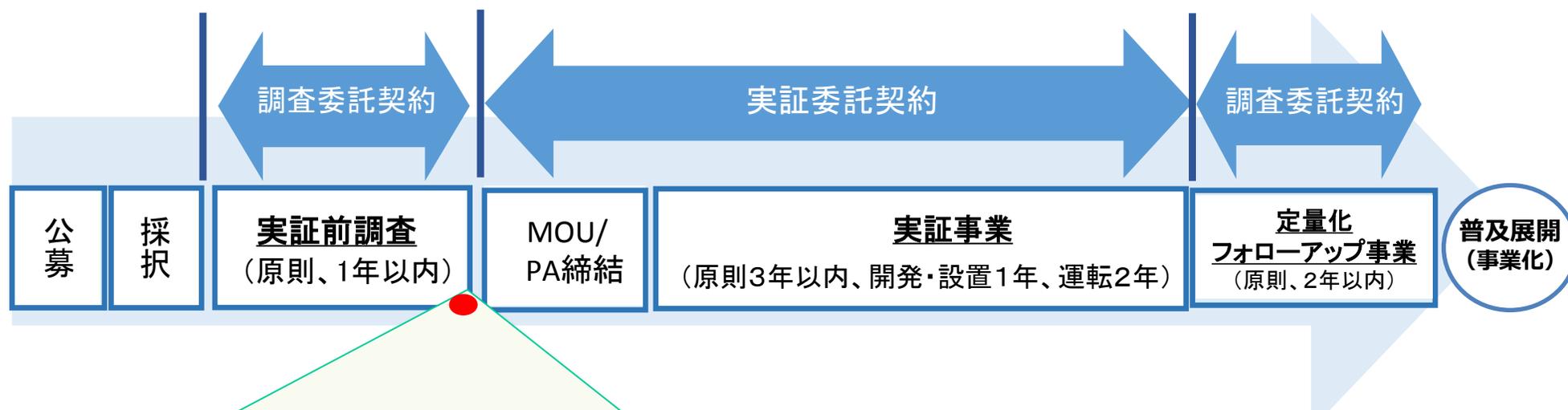
- ① 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
- ② 当該開発等の行う体制が整っていること。（再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にN E D Oの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
- ③ 当該開発等に必要な設備を有していること。
- ④ 経営基盤が確立していること。
- ⑤ 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
- ⑥ 委託業務管理上N E D Oの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

## なお、委託予定先の選考にあたってN E D Oは、以下の点を考慮します。

- ① 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- ② 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- ③ 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- ④ 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

# 4-4 実証事業への移行

(公募要領 p.14)



## <事業化評価 審査方法>

- 原則、実証前調査終了後に、事業化評価を実施。
- ①外部有識者による事業化評価委員会と②NEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査。
- 事業化評価で実証事業への移行が妥当と判断された案件のみ、実証事業へ移行。

| 審査項目                 | 説明  |
|----------------------|---|
| <b>1) 要件審査</b>       | • 対象国、提案者の財務状況、採択条件の確認等   |
| <b>2) 実証事業内容</b>     | (1) 公的資金の必要性及び事業手法の適切性<br>(2) 対象技術の妥当性<br>(3) 実証事業の成果目標の具体性及び妥当性<br>(4) 温室効果ガス削減効果・定量化手法等の具体性及び妥当性<br>(5) 実証事業の全体計画（実証事業計画）の妥当性<br>(6) 実証事業を実施する上で必要な手続きの網羅性<br>(7) 実証事業実施中のリスク管理の妥当性<br>(8) 波及効果 |
| <b>3) 実証事業の普及可能性</b> | (1) 事業戦略<br>(2) 事業収益性   |

※審査基準の詳細は公募要領でご確認ください。

※**審査基準は今後変更の可能性があります。**

変更の場合は、事業化評価前に改めて審査基準を提示します。

## (1) スケジュール (予定)

- 4月8日 (水) (正午) : 公募締切
- 5月下旬 : 採択審査委員会 (外部有識者による審査)
- 6月上旬 : 契約・助成審査委員会
- 6月中旬 : 採否決定及び通知
- 6月下旬 : 契約締結

※公募説明会は、中止となりました。

## (2) 結果の公表

- 採択された事業については、その旨通知し、提案者名、調査テーマ等をNEDOのウェブサイトに公表します。
- 不採択の場合も、不採択理由を添えてその旨を通知しますが、NEDOのウェブサイトには提案内容等を公開しません。

## (3) その他

- 採択審査委員の所属、氏名について、採択決定後にNEDOのウェブサイトに公表します。
- 採択にあたって、付帯条件がある場合は、採択通知に明記します。30日以内に条件が満たされない場合は通知日に遡って採択が無効となることがあります。

## **(1) 提案事業に必要な基礎的情報の収集及び事業計画更新のための詳細調査**

実証計画及び事業計画を円滑に進めるため、実証事業で導入する予定の提案技術・システムに関する相手国の政策・制度・規制動向及びニーズ・市場動向・競合状況等について、提案者が自主的に収集している基礎的情報及び事業計画更新のための詳細調査を行う。

## **(2) 実証計画の精緻化**

以下の項目等を検討し、実証計画を精緻化する。

- ① 対象技術・システムの普及に資するという観点から検討された実証事業の範囲
- ② 実施サイトの検討・決定
- ③ 実証スケジュール
- ④ 相手国サイト機関等との実証計画及び基本的業務分担（仕様書 別紙2）に関する基本合意
- ⑤ 相手国サイト機関等と締結するPAの原案作成・基本合意及びNEDOと相手国政府等とのMOU締結先候補の検討
- ⑥ 普及拡大のための政策連携・制度整備等に関する検討

## **(3) 実証設備・システムの基本設計**

実証事業において導入・構築しようとする設備・システムについて以下の項目を検討し、基本設計として取りまとめる。

- ① 実証事業において導入・構築する設備・システムの仕様に関する検討
- ② 測定データの取得、運転指示の送信等のために必要な既設設備（本事業で費用負担を行わずに新設される設備を含む）との情報共有に関する検討
- ③ 実証事業の費用に関する精査

## **(4) 事業戦略・ビジネスモデルの更新**

実証計画の策定と並行して、普及拡大のための事業戦略・ビジネスモデルを最新化し、事業収益を明らかにする。併せて、本調査で明らかとなった事実を踏まえ事業化評価に必要な経済性評価に関する資料を更新する。

- ① 実証中及び実証事業後の普及戦略・方策
- ② 中長期的事業戦略（市場分析・競合分析・販売計画等）
- ③ 収益性分析（売上額・営業利益額・事業採算等）

## **(5) 定量化手法の具体化**

実証事業で導入する技術・システムによる実証事業及び普及後の温室効果ガス排出量削減効果を定量化するために以下を検討する。

- ① ベースライン（対象技術・システムを導入しない場合の排出量）の設定
- ② 算出式の検討と測定パラメータの取りまとめ
- ③ 削減量の試算
- ④ 排出削減量を定量化するための方法論の検討（JCMパートナー国を対象とする場合は当該国のJCMガイドライン等に基づいた方法論のドラフト作成を含む）
- ⑤ モニタリング計画（原則1年間以上）の検討

## **(6) 提案技術・システムに係る政策連携や制度整備の推進に係る活動**

- ① 普及のために必要な制度整備等の実現等に係る相手国政府への具体的な提案
- ② 相手国政府が行う制度や規制、規格等の整備に必要な日本政府／NEDOの協力内容の検討・提案

## **(7) リスクマネジメント**

本公募への応募の際に策定・提出した国際実証におけるリスクマネジメントガイドラインに基づくリスク管理シートにおける対応計画を着実に実行するとともに、NEDOに事業の進捗状況を報告する際に提出する。また、必要に応じて、リスク管理シートに記載された対応計画を実行する。

# 5 - 3 基本的業務分担① (仕様書 p.8)



**別表 1 実証事業後の設備運用を日系企業が行う場合の基本的業務分担**

|     |  | 費用負担 | 日本側担当<br>(委託事業者) | 相手国側担当<br>(サイト機関等) |
|-----|--|------|------------------|--------------------|
| 1   | 実証事業の全体計画  | NEDO | <b>主体的に実施</b>    | (協力・部分的に実施)        |
| 2   | 実証事業の基本計画  | NEDO | <b>主体的に実施</b>    | (協力・部分的に実施)        |
| 3   | 実証設備の詳細設計・製作・調達  |      |                  |                    |
| 3-1 | 相手国側で設計・製作・調達が困難な機器<br>(技術的に事業の核となる機器)                     | NEDO | <b>主体的に実施</b>    | (協力・部分的に実施)        |
| 3-2 | 技術的に事業の核となる機器以外  | NEDO | <b>主体的に実施</b>    | (協力・部分的に実施)        |
| 4   | 実証設備(機器)の輸送  |      |                  |                    |
| 4-1 | 日本側提供機器の相手国港までの輸送、関税<br>負担                                 | NEDO | <b>主体的に実施</b>    | (協力・部分的に実施)        |
| 4-2 | 相手国港での機器受け取り、国内輸送・保管                                       | NEDO | <b>主体的に実施</b>    | (協力・部分的に実施)        |
| 5   | 土木建築工事   | NEDO | <b>主体的に実施</b>    | (協力・部分的に実施)        |
| 6   | 実証設備の据付工事  | NEDO | <b>主体的に実施</b>    | (協力・部分的に実施)        |
| 7   | 試運転・実証試験運転   | NEDO | <b>主体的に実施</b>    | (協力・部分的に実施)        |
| 8   | JCMの活用   |      |                  |                    |
| 8-1 | 合同委員会の認定を受けるため、JCM制度<br>活用に関する書類の作成、申請、モニタリ<br>ング・報告等      | NEDO | <b>主体的に実施</b>    | 日本側へ協力・部分的に実<br>施  |
| 8-2 | MRVについて、相手国側が実施する事項に<br>ついて必要な助言・指導、制度活用に係る第<br>三者機関審査・検証等 | NEDO | <b>主体的に実施</b>    | 日本側へ協力・部分的に実<br>施  |

# 5 - 4 基本的業務分担②

(仕様書 p.9)



**別表2 実証事業後の設備運用を相手国側機関等が行う場合の基本的業務分担**

|     |   | 費用負担 | 日本側担当<br>(委託事業者)                          | 相手国側担当<br>(サイト機関等) |
|-----|---|------|---|--------------------|
| 1   | 実証事業の全体計画   | NEDO | <b>主体的に実施</b>                             | (協力・部分的に実施)        |
| 2   | 実証事業の基本計画   | NEDO | <b>主体的に実施</b>                             | (協力・部分的に実施)        |
| 3   | 実証設備の詳細設計・製作・調達   |      |   |                    |
| 3-1 | 相手国側で設計・製作・調達が困難な機器<br>(技術的に事業の核となる機器)                  | NEDO | <b>主体的に実施</b>                             | (協力・部分的に実施)        |
| 3-2 | 技術的に事業の核となる機器以外   | 相手国  | (協力・部分的に実施)                               | <b>主体的に実施</b>      |
| 4   | 実証設備(機器)の輸送   |      |   |                    |
| 4-1 | 日本側提供機器の相手国港までの輸送、関税<br>負担                              | NEDO | <b>主体的に実施</b>                             | (協力・部分的に実施)        |
| 4-2 | 相手国港での機器受け取り、国内輸送・保管                                    | 相手国  | (協力・部分的に実施)                               | <b>主体的に実施</b>      |
| 5   | 土木建築工事  | 相手国  | 日本側提供機器の設置に必要な<br>助言・指導                   | <b>主体的に実施</b>      |
| 6   | 実証設備の据付工事   | 相手国  | 日本側提供機器の据付要領の<br>提供等、必要な助言・指導             | <b>主体的に実施</b>      |
| 7   | 試運転・実証試験運転  | 相手国  | 日本側提供機器の試運転要領<br>の提供等、必要な助言・指導、<br>メンテナンス | <b>主体的に実施</b>      |
| 8   | JCMの活用  |      |   |                    |
| 8-1 | 合同委員会の認定を受けるため、JCM制度<br>活用に関する書類の作成、申請、モニタリン<br>グ・報告等   | NEDO | <b>主体的に実施</b>                             | 日本側へ協力・部分的に実<br>施  |
| 8-2 | MRVについて、相手国側が実施する事項に<br>ついて必要な助言、制度活用に係る第三者機<br>関審査・検証等 | NEDO | <b>主体的に実施</b>                             | 日本側へ協力・部分的に実<br>施  |

## **(1) 契約文書（P A）の締結**

仕様書 別紙 1 に示す実施体制を構築するため、以下の項目を実施する。

- ① 実証事業実施のために相手国サイト機関等と P A を締結する。
- ② その他実証事業を円滑に実施するために N E D O が相手国政府機関等と締結する文書に盛り込むべき内容について N E D O に提案するとともに、委託先と関係者間で必要となる文書を締結する。

## **(2) 実証設備・システムの詳細設計**

- ① 実証事業において製作・調達する設備・システムに係る詳細設計を行う。
- ② ①のために必要な既設設備（本事業で費用負担を行わずに新設される設備を含む）に係る検討。
- ③ ①のために必要な実証サイトに関する詳細調査。
- ④ ①の結果を踏まえ、必要に応じ、実証計画や事業計画の見直しを行う。

## **(3) 実証設備・システムの調達・製作・輸送**

- ① 実証事業に必要な許認可が取得できているか、事業環境に変化がないか等、実証事業を実施するのに必要な前提条件を踏まえ、実証事業の中止に、実証事業の中止に繋がりがかねないリスクとその対応状況について確認を行い、機器の調達・製作について N E D O の了解を得る。
- ② 詳細設計に基づき、必要な設備・システムの調達、製作・改造、輸送等を行う。

## **(4) 実証設備導入工事**

サイト機関等との役割分担に基づき、実証設備設置のために必要となる土木工事を行う。 30

## **(5) 設置・据付・試運転**

サイト機関等との役割分担に基づき、以下の項目を実施する。

- ① 設備・システムの設置・据付
- ② 関連する配線、通信装置の設置等
- ③ 設備・システムの調整・試運転

## **(6) 実証運転**

導入した設備・システムの実証運転を行うとともに、以下の項目を実施する。

- ① 運転データの収集とその解析
- ② 対象とする設備・システム及び既設設備（本事業で費用負担を行わずに新設される設備を含む）の高効率化
- ③ 排出削減量の定量化に必要な測定・モニタリング（1年以上）
- ④ 必要な保守業務

## **(7) 提案技術・システムに係る政策連携や制度整備の推進に係る活動**

- ① 普及のために必要な制度整備等の実現等に係る相手国政府への具体的な提案
- ② 相手国政府が行う制度や規制、規格等の整備に必要な日本政府／N E D Oの協力内容の検討・提案

## **(8) 普及のための活動**

- ① セミナーの実施等による広報活動
- ② 論文、専門誌への投稿等による成果の発表等
- ③ サイト調査等

## **(9) 定量化に係る取組・手続き等**

実証事業及び普及後における温室効果ガス（GHG）排出量削減効果を定量化するために、以下を実施する。

- ① 定量化に必要な手法の開発とその妥当性確認
- ② JCMや国連メカニズムの活用、ISO、GHGプロトコール等の国際的なGHG認証規格・ガイドラインに準拠した手順に基づくMRVを行う。
- ③ JCMパートナー国を対象とする実証事業については、JCM方法論の整備、プロジェクト登録申請書の作成・提出、第三者機関によるバリデーション及びベリフィケーション、モニタリングレポート(\*)の作成等のJCM手続き（相手国サイト機関等やJCM事務局等との協議や協力支援を含む）。

(\*)本実証期間中に生じたGHG削減量分のJCMクレジット化については、今後の制度設計に応じて委託事業者が発行申請を行う。また、実証事業終了後のプロジェクトについても、可能な限りクレジットの発行申請を行うものとする。

なお、我が国の地球温暖化対策計画及び関連する温暖化対策に関するガイドライン等又は経済産業省による本事業のGHG削減量に係る国際貢献の情報発信方法並びに相手国のJCM合同委員会において整備されている各種規則、ガイドライン類、方法論等が事業期間中に策定・変更された場合には、NEDOの指示に従うこと。

## **(10) リスクマネジメント**

事業化評価の際に策定・提出した国際実証におけるリスクマネジメントガイドラインに基づくリスク管理シートにおける対応計画を着実に実行するとともに、最新状況に更新する。その内容に変更がある場合は速やかにNEDOに事業の進捗状況を報告する際にリスク管理シートを提出する。

(仕様書 p.19-20)

## **(1) 定量化に係る取組・手続き等**

実証事業で導入した技術・システムにおける温室効果ガス（GHG）排出量削減効果を定量化するために、以下を実施する。

- ① 実証事業の結果を踏まえて、必要に応じて定量化手法の見直しを行う。また、各種規則、ガイドライン類、方法論等が変更されている場合は、NEDOの指示に従って修正等を行う。JCMプロジェクト化している場合は、必要に応じ、方法論、プロジェクト登録内容の変更を行う。
- ② 上記結果を踏まえて、排出削減量を明らかとするために必要なモニタリングを、原則として本フォローアップ事業期間中行う。
- ③ モニタリング結果を踏まえて、本フォローアップ事業期間中のGHG排出削減量を算出する。JCMプロジェクト化している場合は、モニタリングレポートの作成及び第三者機関によるベリフィケーション(\*)等のJCM手続き（相手国サイト機関等やJCM事務局等との協議や協力支援を含む）を行う。

(\*)本事業期間中に生じたGHG削減量分のJCMクレジット化については、今後の制度設計に応じて委託事業者が発行申請を行う。

なお、我が国の地球温暖化対策計画及び関連する温暖化対策に関するガイドライン等又は経済産業省による本事業のGHG削減量に係る国際貢献の情報発信方法並びに相手国のJCM合同委員会において整備されている各種規則、ガイドライン類、方法論等が事業期間中に策定・変更された場合には、NEDOの指示に従うこと。

## **(2) 普及のための活動**

実証事業で導入した技術・システムの普及展開を図るため、実証事業実施国又は周辺国を対象に、事業実施国の政府機関、サイト機関及び日本企業等とともに以下の活動を実施し、実証事業の成果を日本の国際貢献として幅広く広報する。

- ① セミナー及びサイト見学会の開催、展示会への出展
- ② 論文、専門誌への投稿等による成果の発表等
- ③ 人材育成（日本の専門家派遣及び研修の実施又は対象国の技術者・政府関係者の招聘及び研修の実施）
- ④ 普及候補先に対するコンサルティングの実施（省エネ診断等）
- ⑤ 普及候補先向けの具体的な導入効果を示すデータ取得支援
- ⑥ 普及を後押しする政府の政策策定（規制、マスタープラン等）に向けた提言

## **(3) 政策連携や制度整備の推進に係る活動**

- ① 制度整備等の実現等に係る相手国政府への具体的な提案
- ② 相手国政府が行う制度や規制、規格等の整備に必要な日本政府／N E D O の協力内容の検討・提案

## (1) 基本計画の有効期間

- 2020年2月現在、本事業の基本計画の有効期間は2022年度末までであり、2023年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とします。

## (2) NEDOと事業者の役割分担について

- NEDOは、政府予算の適正な執行のために必要な事業の管理、実施方法に係る助言、関連事業の情報提供及び相手国政府等とのMOUの締結等を行います。
- 事業者は、事業の具体的な方法、手段、手順（相手国企業との調整及びPAの締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む）の検討とその実施を主体的に担っていただきます。

### (3) 相手国政府機関・サイト機関等とのMOU・PAの締結について

- NEDOと相手国政府機関等との間でMOUを締結し、事業者と相手国サイト機関等との間でPAを締結することが、実証事業を開始するための条件となります。
- どちらか一方が締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証事業へ進むことが決まっても、実証事業を開始することはできません。
- NEDOは、相手国政府機関等（締結先候補又は締結先）との協議に最大限努めますが、相手国政府機関等に起因するMOUの締結時期の遅れ若しくは不成立又は合意内容の相手国政府機関等による不履行若しくは不遵守について一切責任を負いませんのでご了承ください。
- なお、PA締結は実証事業の実施が決定した後となりますので、外部有識者及びNEDOが行う事業化評価の通過がPAの締結及び実証事業の実施の前提である旨を相手国企業に理解いただくよう注意してください。また、NEDOが相手国政府機関等と締結するMOUと整合を取るために、PA原案を事前にNEDOへ共有していただきます。

### (4) 実証事業における機器・システムの発注・製造について

- 事業者は、実証事業において最初に機器の発注・製造に取り掛かる前に、事業中止につながりかねないリスクとその対応状況について確認を行い、機器の発注・製造への着手についてNEDOと協議する必要があります。

### (5) 実証事業で取得する資産の取扱について

- 委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、実証期間中はNEDOに所有権が帰属します。実証期間終了後は、NEDO内の規程に基づき、NEDOから委託事業者又は相手国政府等に譲渡されることとなりますが、実証事業を開始する前にNEDOとの協議の上で決定されます。
- なお、実証終了後に資産を廃棄することとなった場合には、資産の廃棄に係る費用は原則として委託事業者の負担とします。

### (6) JCM制度に係る手続きについて

- JCM制度を活用する際には、その一連の手続きについて、合同委員会が公表する各種規則、ガイドライン類、文書フォーマット等に従い、実施してください。
- 委託事業者は本委託事業期間中に生じたGHG削減量分のクレジットについては、今後の制度設計に応じて発行申請を行っていただきます。また、実証事業終了後のプロジェクトについても、可能な限りクレジットの発行申請を行ってください。

### (7) 事後評価及び追跡調査の実施について

- NEDOは、「民間主導による低炭素技術普及促進事業」の基本計画及び実施方針で規定する実証事業の実施期間の終了後に、事後評価及び事業化の状況等の追跡調査（原則5年後までの状況を調査（6年間の調査））を実施し、委託事業者は関連する資料の作成や委員会への出席、調査への回答などにつきNEDOに協力していただきます。
- ただし、事後評価については、NEDOが認めた場合に、実証事業の実施期間の終了年度に行うことができます。なお、これらに必要な費用は、委託事業者にて負担することになります。

### **(8) 重複の排除**

- 国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の内容と判断された場合、採択は行いません。

### **(9) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況**

- 提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況を記載していただきます。

- 本件に関する内容及び契約に関する質問等は、**2020年4月3日(金)まで**、下記宛てにご連絡ください。
- 担当者より電子メール又はお電話にて連絡の上、必要に応じ面談を設定いたします。
- ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

## (問い合わせ先)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

国際部 地球環境対策推進室

担当：若林、牧、坂田、鈴木 (悠)

TE+ : 0 4 4 - 5 2 0 - 5 1 8 5

Email : [askjcm@ml.nedo.go.jp](mailto:askjcm@ml.nedo.go.jp)